

公益財団法人大分県自治人材育成センター職員の給与に関する規程

平成21年10月1日施行

平成26年1月1日施行

平成26年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県自治人材育成センター職員就業規程（以下「就業規程」という。）第25条の規定に基づき、職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 この規程による職員の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿直手当、期末手当及び勤勉手当とする。ただし、県及び市町村から派遣されて公益財団法人大分県自治人材育成センター（以下「センター」という。）の業務に従事する職員（以下「派遣職員」という。）については、この限りでない。

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 事務局の職員の給料は、予算の範囲内で会長が定める。

3 就業規程第38条の適用を受ける嘱託職員（以下「嘱託職員」という。）の給料は、職務内容及び職務態様を考慮して予算の範囲内で会長が定める日額とし、出勤した日数に応じて支給する。

4 会長は、物価の変動、関係団体の動向その他の状況を勘案して、前2項の額を改定することができる。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため、交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

二 通勤のため、自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）

を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、大分県職員の例による。

（時間外勤務手当）

第5条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、1時間当たりの給料の月額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を時間外勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間の合計時間が一箇月について60時間を超えた職員には、前項の規定にかかわらず、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、1時間当たりの給料の月額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第6条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、1時間当たり給料の月額の100分の135を休日勤務手当として支給する。

3 前2項において、「休日」とは、就業規程第9条第1項各号に掲げる日とする。

(宿直手当)

第7条 宿直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,200円を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の宿直については、2,100円とする。

(期末手当)

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(嘱託職員を除く。)に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において、職員が受けるべき給料の月額に、支給率及び支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 支給率及び支給割合は、大分県職員に適用される規定を準用して、会長が別に定める。

(勤勉手当)

第9条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(嘱託職員を除く。)に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において、職員が受けるべき給料の月額に、職員の勤務成績に応じて支給率及び支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 支給率及び支給割合は、大分県職員に適用される規定を準用して、会長が別に定める。

(準用)

第10条 職員の給与の支給に関しては、大分県職員の例による。

(役員を兼務する職員の取扱い)

第11条 役員を兼務する職員の給与については、公益財団法人大分県自治人材育成センター評議員及び役員の報酬等及び費用弁償に関する規程によるものとする。

(派遣職員の取扱)

第12条 派遣職員の給与については、センターがそれぞれ派遣元の県及び

市町村と締結した職員の派遣に関する協定によるものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に基づく公益認定があった日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。